

諸報告資料

(平成26年門真市教育委員会第8回定例会)

門真市教育委員会

子ども・子育て支援新制度における各基準を定める条例（素案）に対する
意見募集結果について

1. 案件名

- (1) 門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（素案）
- (2) 門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）
- (3) 門真市保育の必要性の認定に関する条例（素案）
- (4) 門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（素案）

2. 意見募集期間

平成 26 年 7 月 18 日（金）～8 月 8 日（金）

3. 実施機関（担当所管課）

- (1) 名 称： 教育委員会事務局こども未来部こども政策課
- (2) 電話番号： 06 - 6902 - 6095

4. 閲覧場所

こども政策課、情報コーナー、こども発達支援センター、保健福祉センター、門真市民プラザ、南部市民センター、図書館本館・分館、公民館、文化会館、公立幼稚園、公立保育園、市ホームページ

5. 受付した意見等の件数等

34 件 ※8 名の方から意見が出されました。

6. 意見に対する考え方

検討の結果、素案の数値・文言の修正はしませんが、意見に対する市の考え方は以下のとおりです。

(1) 「門真市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(素案) に対する意見

	意見の概要	市の考え方
1	<p>保育士の配置基準に関して、国基準では1歳児が6：1、4歳児が30：1となっているのに対し、門真市の現行の公立保育所における配置は、1歳児が5：1、4歳児が25：1となっています。国基準どおりとするのではなく、公立保育所の基準を最低とし、保育水準を低下させることはすべきではないと考えます。</p> <p>【同様のご意見 他1件】</p>	<p>保育士の配置につきましては、公立保育園だけでなく民間保育園におきましても配置基準を超えた運用を行っている場合もあります。今回定める本市の統一的な基準といたしましては、民間保育園も含めた水準である国の保育所の基準に準じたものとしています。</p>
2	<p>今の門真市の保育水準を落とすようなことは絶対にしないでください。(配置基準 1歳児は保育士1に対して子ども5人)</p> <p>【同様のご意見 他1件】</p>	<p>新制度が保育の質の向上を目的としている趣旨からも、本市といたしましても保育水準を低下させることのないよう取り組んでまいります。また、保育士の配置基準に対する市の考えは上記「1」のとおりです。</p>

(2) 「門真市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」(素案) に対する意見

	意見の概要	市の考え方
3	職員は支援の単位ごとに2名とし、有資格者は1名の基準は現場の実態に合いません。常時、有資格者が必要とする国の説明からすると1人では対応困難です。門真市として支援の単位に2人の有資格者の配置を明記してください。	当該基準に関しては、あくまで放課後児童健全育成事業を行うにあたっての最低基準として設定したものであることから、客観的に国が示す基準を最低基準として考えており、2人の有資格者を配置基準にするものとは考えておりません。
4	現在、門真市の基準は開所時間平日1日5時間以上、休日1日8時間以上になっています。何故、門真市の基準にされないのでしょうか。平日において保育の準備など子どもが帰ってこない時間帯の仕事は相当の時間を要します。平日は、門真市の基準を5時間以上にしてください。また、開設日数も294日以上と門真市の基準に改めてください。	今回定める基準は、あくまで放課後児童健全育成事業を行うにあたっての最低基準と考えております。本市立の放課後児童クラブにおきましては、それを上回った開所時間等での運営を行っており、現行の水準を維持する考えですが、今後の待機児童を解消するための方策として、新規参入も含めさまざまな方策が実施できるよう、あくまで本市としての運営に関する基準につきましては客観的に国が示す基準を最低基準として考えてまいります。
5	一人当たりの面積1.65㎡とあるがその面積外の「静養するための機能を備えた区画」をクラブ内に設置する義務を提案する。	静養するための機能を備えた区画につきましては、国基準では1人当たりの面積1.65㎡に含めて算定可能となっております。本市としての運営に関する基準につきましては新規参入も含めさまざまな方策が実施できるよう、あくまで客観的に国が示す基準を最低基準として考えてまいります。
6	一人当たりの面積を満たしながら、定員増が3か年に及べば部屋の増設を検討することが必要。	本事業の定員につきましては、現在策定中の事業計画に基づき、今後5年間の利用見込み数に対する定員数を計画的に整備していくこととなっております。今後、計画内容を上回る利用

		が生じた場合は、計画変更等により対応してまいります。
7	家庭と同様に「宿題から遊び」という流れを保ち、且つ集団（20人以上）の中で安心安全に過ごすために児童クラブ内に支援員とは別に教員（10年以上の幼・小・中学校教諭経験者）を常駐とし、職員の待遇向上を図ることが必要。	今後、ご指摘の点も含め、各クラブの実態に応じ、事業内容の充実及び質の向上に努めてまいります。
8	小学校との連携を図るため、小学校側の担当教諭を義務付けることが必要。	小学校との連携につきましては、本条例第21条に基づき取り組んでまいります。
9	20人に1人という基準を守りながら要保護児童に関しては、特別支援時と同等の扱いをし、接することを提案する。	配慮を要する児童への対応及び臨床心理士による巡回相談につきましては、各クラブの実態等に合わせて柔軟に対応することが必要であるため、義務化すべきものとは考えておりませんが、実情に応じた対応がなされるよう努めてまいります。
10	臨床心理士の巡回相談の義務化を提案する。	

(3) 「門真市保育の必要性の認定に関する条例」(素案)に対する意見

	意見の概要	市の考え方
11	<p>国基準は「1月において48時間から64時間以上労働していることを常態としていること」としています。何故、48時間からを削除されたのでしょうか。今日、特に女性は正規で働きたいと思ってもなかなか正規の就労が困難な状況にあります。そんななかで不本意でもパート・アルバイトしかない実態もあります。ぜひ、国基準通り、「48時間以上から64時間以下」に訂正してください。</p>	<p>保育短時間認定の就労下限時間につきましては、子ども・子育て支援法施行規則におきまして、「1か月当たり48時間以上64時間以下の範囲で、市町村が定める」こととされております。本市といたしましては、現在の入所要件として、1日4時間以上かつ月16日以上の合計1ヶ月あたり64時間以上の保護者の就労要件を設定していること、また昨年度実施した保護者へのニーズ調査結果により、1月あたりの就労時間が64時間以上である方が約90%であるという就労実態等から、門真市子ども・子育て会議の審議を踏まえ、64時間に設定いたしました。就労形態につきましては、パート・アルバイトも含め、全ての就労形態が対象となります。</p>

(4) 「門真市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」(素案) に対する意見

	意見の概要	市の考え方
12	<p>小規模保育事業については、B型もC型もすべて保育士資格を有する者を置いてください。</p> <p>【同様のご意見 他3件】</p>	<p>地域型保育事業の各職員配置基準につきましては、現行の同様事業からの移行を想定し、現行の基準をもとにした基準設定を行っております。</p>
13	<p>家庭的保育事業に配置する職員は保育士資格を有する者にしてください。</p> <p>【同様のご意見 他1件】</p>	<p>家庭的保育事業及びそれに類する小規模保育事業C型につきましては、従来の保育ママのような少人数で家庭的な保育を特徴とするなど、国の制度や各事業の趣旨に沿った配置が行われております。なお、小規模保育事業B型につきましては、小規模保育事業A型及びC型の中間的な事業として位置づけられております趣旨に沿って保育士配置の最低基準を設けておりますが、一方で保育士比率加算などを設け保育士率の向上を評価する仕組みとなっていることから、本市といたしましても、配置を促してまいります。</p>
14	<p>小規模保育事業B型に関する第32条中「保育従事者の数は、次に掲げる乳幼児の区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。」という規定について、国の基準より厳しい2/3以上の保育士の配置または合計数に2を加えた手厚い職員体制で実施することを検討願います。</p>	<p>障がい児の受け入れに関しましては、新制度において、国から優先利用の項目の一つとして「子どもが障がいを有する場合」として例示されています。この例示を踏まえ、市としての基準を定めるため、優先利用項目として規則等での明記を検討いたします。また、必要な人員の配置に関しましては、受け入れる施設の設備、職員等の状況や子どもの状態により柔軟に対応することが求められるため、一概に規定すべきものとは考えておりません。</p>
15	<p>子どもの命を預かり、発達を保障していくには、保育士資格が必要です。</p>	
16	<p>障がい児の受け入れと必要な人員の配置を明記して下さい。</p>	

17	0、1、2歳の乳幼児を避難させることを考え、保育室は2階までに設けるようにしてください。	小規模保育事業及び事業所内保育事業における保育室の設置に関しましては、現行の保育所に準じた基準としており、認可基準において必要な設備や非常災害対策等を求めることにより安全性を確保できるものと考えております。
18	小規模保育事業は、これまで社会福祉法人が運営している保育施設と比較すると、条件や環境が不十分です。しかも、対象年齢は0～2歳と低年齢です。子ども自身が避難することは困難な状態にあります。そうした状況から3階以上の建物については削除すべきと考えます。門真市が認可しますので、門真市の保育室の配置は2階までとしてください。	
19	小規模保育事業B型の1～2歳児の職員配置基準が6：1となっていますが、公立保育所の配置と同じ5：1にしてください。また、4歳児の基準についても同様に、30：1となっているのを25：1にしてください。 【同様のご意見 他1件】	保育士の配置につきましては、公立保育園だけでなく民間保育園におきましても配置基準を超えた運用を行っている場合もあります。今回定める本市の統一的な基準といたしましては、民間保育園も含めた水準である国の保育所の基準に準じたものとしています。
20	保育士の健康管理及び食中毒予防のため、毎月最低1回の検便を実施してください。	保育士の健康管理及び食中毒予防につきましては、認可に伴う詳細な項目と考えておりますので、指導監督等の基準としての位置づけを検討いたします。
21	小規模保育事業B型、C型の事業所について、5年以内にA型に移行することを義務付けていくことが必要です。そのためには市は補助金等を交付して援助することが必要だと思えます。	小規模保育事業の各類型につきましては、類型ごとに異なる趣旨に基づき分類されておりますことから、一概にすべてA型への移行を要されるものであるとは考えておりません。 ただし、保育士の配置につきましては、保育士の配置比率の向上による公定価格の加算を設けることにより、B型で開始した事業所が段階的にA型

		への移行を促す仕組みとなっております。
22	保育の質の向上や安全を確保するために必要な措置を講じること。	保育の質を確保するため、各園での質の向上に係る取り組みに対して、公定価格に加算される仕組みとなっております。また、本市といたしましても、保育の質の向上や安全性を確保するため、条例等の適正な運用を行ってまいります。
23	今後、新たな事業参入にあたっては安全性を担保する対策として監査の立ち入り基準や事業者と市が良好な関係を築くためにも巡回や監査を手厚く行うことを希望します。また、監査や指導に応じない場合についての営業停止や罰則など、子どもの最善の利益を守る善良な事業者を保護するためにも規定の制定を求めます。	新制度では、市町村が行う「確認」手続きを通じて、安全性の担保等、質を確保するための指導等を実施することとなっております。いただきましたご意見につきましては、今後認可に基づく監査等の詳細な実施内容の検討に当たっての参考とさせていただきます。
24	「利用乳幼児及び職員の健康診断」については参酌すべき基準となっており、素案も国基準どおりとなっております。これは事業所によって実施しなくてもよいというような内容ではありません。特に、集団保育では健康診断の定期的実施、医師による必要な措置、食事提供する職員の健康診断の徹底は従うべき基準に切り替えてください。 特に、家庭的保育、小規模保育の環境整備からしても、市の管理は不可欠です。	国の基準において「参酌すべき基準」とされております「利用乳幼児及び職員の健康診断」の基準項目につきましても、本市基準において明文化し、事業者が必ず遵守する基準としております。今後、この基準をもとに適正な運用がなされるよう指導等を行ってまいります。

○その他、案件全体に対する意見

	意見の概要	市の考え方
25	今の保護者負担を増やすことは絶対にしないでください。	利用者負担に関しましては、新制度における公定価格を踏まえ、国の示す利用者負担額をもとに今後検討してまいります。
26	新制度の設計と実施にあたっては、待機児解消問題なども含めた、子どもの権利保障を最優先に改善しなければなりません	新制度におきましては、保育の量的確保及び「子どもの最善の利益を保障すること」が国の基本指針にも明記されていることなどから、本市としても同様の考えのもと取り組んでまいります。
27	新制度においては、これまでの水準を決して後退させないことが重要です。子どもの保育に格差を持ち込まず、すべての子どもの発達が保障される保育・子育て支援制度の拡充を行ってください。	

平成27年度門真市立幼稚園児募集要項

1. 応募資格

- (1) 幼児及び保護者の住所が本市にあること。
- (2) 4歳児（2年保育）
平成22年4月2日から平成23年4月1日までの間に生まれた幼児
- (3) 5歳児（1年保育）
平成21年4月2日から平成22年4月1日までの間に生まれた幼児
- (4) 幼児の通園は、保護者が責任をもって送迎できること。
※通園バスを利用する場合は、バス停までの送迎が必要。

2. 募集人数（門真市立幼稚園の管理運営に関する規則第2条）

幼稚園名	募集人数		所在地	電話
	4歳児 (定員)	5歳児 (定員)		
南幼稚園	60人 (60人)	40人程度 (70人)	千石西町13番8号	072-882-3330
大和田幼稚園	60人 (60人)	30人程度 (70人)	大橋町5番21号	072-883-3325

※5歳児の募集人数は、定員から4歳児在園数を引いた数。園児数の変動によって、募集人数も変動します。

3. 入園願書等の交付

- (1) 交付期間 平成26年9月1日（月）から同年10月6日（月）まで
午前9時から午後4時まで
（保育幼稚園課では、午後5時半まで）
※土・日・祝日を除く
- (2) 交付場所 各市立幼稚園、保育幼稚園課

4. 入園願書等の受付

- (1) 受付期間 平成26年10月1日（水）から同月6日（月）まで
午後2時30分から午後4時まで
※土・日を除く
- (2) 受付場所 入園を希望する市立幼稚園
 - ・ 願書を受理したときに「入園願書受理票」を交付する。
 - ・ 応募者が定員を超過した場合の抽選、及び入園許可書交付の際に必要なため、保護者に大切に保管してもらうこと。
 - ・ 市立幼稚園の併願は禁止する。

5. 入園の決定

- (1) 園長は、入園願書等の審査・その他必要な調査を行い、入園を決定する。
・定員を超過した場合は、調整及び公開抽選によって入園者を決定する。
- (2) 園長は、保護者に対し「入園許可書」を交付する。

6. 調整日及び抽選日

- (1) 日時 (南幼稚園) 平成 26 年 10 月 23 日 (木) 午後 2 時 30 分
(大和田幼稚園) 平成 26 年 10 月 24 日 (金) 午後 2 時 30 分
- (2) 場所 入園を希望する市立幼稚園 (定員を超過した市立幼稚園のみ)

7. 内定通知

- (1) 通知時期 平成 26 年 11 月上旬
- (2) 通知方法 内定書を保護者に郵送

8. 入園許可説明会

- (1) 日時 (南幼稚園) 平成 27 年 1 月 22 日 (木) 午後 2 時 30 分 予定
(大和田幼稚園) 平成 27 年 1 月 23 日 (金) 午後 2 時 30 分 予定
- (2) 場所 入園を希望する市立幼稚園

9. 時間外教育

通常の教育時間終了後、希望する保護者の園児を対象に、時間外教育を実施。
詳細は、「時間外教育実施のお知らせ」を参照。

- (1) 時間 月曜日から金曜日 午後 5 時まで
- (2) 申請方法 4 月以降に在園する幼稚園に直接申請

10. 通園バス

一部の地域で通園バスを運行。詳細は、「通園バス運行のお知らせ」を参照。

11. 費用等

保育料等	未定
諸経費	月額 1,500 円 (絵本代や材料費など) のほか、遠足費用などが別途必要。 入園当初には、用品費 (帽子、かばん、上靴、スモック、その他の保育用品費) が別途必要。
時間外教育に係る利用料 (希望者のみ)	1 月を単位に利用する場合 月額 5,000 円 1 日を単位に利用する場合 [月・火・木・金] 日額 300 円 [水・短縮期間] 日額 500 円
通園バス使用料 (希望者のみ)	月額 3,000 円 (往復)

12. 特記事項

- (1) 園児募集については、広報かどま9月号・10月号と、9月上旬に市ホームページに掲載予定。
- (2) 子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、平成27年度から保育料等が変更となる場合があるが、現段階では未定。保育料等が決定次第、広報・ホームページで保護者に周知のうえ、入園許可説明会で説明する。
- (3) 園児保護者には、「入園願書」「平成27年度市立幼稚園児募集案内」「時間外教育実施のお知らせ」「通園バス運行のお知らせ」を配布する。